

～外貨関連～

国務院、 『非銀行決済機構監督管理条例』を公布 第三者決済機関への監督・管理体制を強化

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国務院は、2023年12月17日付で『非銀行決済機構監督管理条例』¹（国務院令第768号、以下『条例』）を公布し、2024年5月1日に施行するとします。デジタル経済、電子商取引などの新業態の拡大とともに急成長した非銀行決済機構（以下、第三者決済機関）への監督・管理体制の整備を通じ、決済業務に係るリスクの防止や利用者保護、業界の健全な発展の促進を図っています。

『条例』策定の背景について、司法部、人民銀行関係者は記者会見で、第三者決済サービスの利用状況を紹介し、問題点²を指摘した上、管理制度を現行の部門規定から国レベルの行政法規に格上げしたことにより、決済業務の健全な発展に向けた法的基盤をさらに固めていくと説明しました。

『条例』は第三者決済機関の定義を明確にし、手続き順番を「先証後照」に変更した上、決済業務分類の見直し、決済ルールなどの明確化を行いました。また、第三者決済機関への監督・管理強化の一環として、主要株主及び実質的支配者に対する持分管理や、利用者権益の保障、情報セキュリティに関する内容を盛り込みました。

なお、2021年1月に公布されたパブリックコメントで注目された独占禁止に関する内容は、『条例』で大幅に削除したものの、「独占又は不正競争行為の禁止。人民銀行は独占又は不正競争の疑いがある行為を発見した場合、関連手がかりを法執行機関に移送」と公平な競争を強調する姿勢を示しました。



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。 https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6920724.htm

² 一部の決済機関による利用者資金の不正利用、情報の不当な収集・利用・漏洩や、個別の決済機関がネット詐欺や越境賭博などの国際送金的手段として利用されることなど

『条例』は6つの章、計60条からなり、内容は第三者決済機関の設立・変更・終了、決済業務ルール、監督・管理及び法的責任にわたっています。部門規定の『非金融機関決済サービス管理弁法』（人民銀行令[2010]第2号、国発[2016]11号及び人民銀行令[2020]第2号により改定、以下『旧法』）に比べ、主な変更点は以下の通りです。

定義及び位置づけを初めて明確化

『条例』第2条では、第三者決済機関は、銀行業金融機関を除き、決済業務許可証を取得し、利用者が提出した電子支払指図に基づき、通貨資金の移動等の決済業務に従事する有限責任公司あるいは株式有限公司と定義しました。その役割について、第3条で「便利な少額決済サービスの提供を目的に」と位置づけ、第23条で商業銀行との提携により銀行口座経由にて法人利用者向け決済サービスの提供を誘導・奨励するとして、決済業務における銀行との棲み分けを初めて明確にしました。

人民銀行関係者によると、2022年、第三者決済機関による取引件数は、1兆件以上（国内の電子決済業務に占める割合は約8割）、決済金額は400兆元近く（同約1割）。サービスの利用者数は、個人で10億人以上、事業者は数千万社に達しました。

手続き順番を「先証後照」に変更

当局は第三者決済機関に対する許認可管理を実施するとし、手続き順番を「先証後照」（事前許認可取得後、登記・登録）に変更します。新規設立の場合、従来の「営業許可証を以って人民銀行へ決済業務許可証を申請」から、「人民銀行から決済業務許可証を受領後、市場監督管理部門で登記、営業許可証を受領」の順番となります。また、市場監督管理部門で変更又は抹消を手続きする前に、先に人民銀行の認可を取得し、決済業務許可証を取り消す必要があります。

第三者決済機関の設立要件や変更申請の内容・手続きは一部調整され、撤退手続きも完備されました。旧法と比べた主な変更点を図表1の通り纏めました。

【図表1】 第三者決済機関の設立・変更・撤退などに関する主な内容

項目	旧法	『条例』	変更点
企業名	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第三者決済機関の名称に「支払」文字を標記すべき ▶ 決済業務許可証取消後、当該機関の名称及び経営範囲において「支払」文字の継続使用は不可 	第三者決済機関の企業名に「支払」文字の標記を義務付け
資本金	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 業務範囲が全国である場合、最低登録資本金は1億人民元 ▶ 業務範囲が省内（自治区、直轄市）である場合、最低登録資本金は3千万人民元 ▶ 最低登録資本金は払込金額であること 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 最低登録資本金は1億人民元、かつ払込金額であること ▶ 人民銀行は業務種類、業務地域及び業務規模等の要素に基づき、登録資本金の最低限度額を引き上げることが可能 ▶ 株主の出資金は自己資金で、他人からの委託資金、借入金を出資金に充当してはいけない 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 業務地域が省内（自治区、直轄市）場合、その最低資本金（3千万人民元）を1億人民元に引き上げ ▶ 業務種類、業務地域等に基づきより高い資本力が求められる可能性あり ▶ 自己資金による出資を明記

（『条例』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表1】 第三者決済機関の設立・変更・撤退などに関する主な内容（続き）

項目	旧法	『条例』	変更点
設立 申請条件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 申請者が中国国内で設立された有限責任会社又は株式有限会社で、かつ非金融機関法人であること ➢ 最低登録資本金が『弁法』の規定に合致 ➢ 出資者が『弁法』の規定に合致 ➢ 決済業務熟知の上級管理職が5名以上 ➢ 要求を満たす資金洗浄対策あり ➢ 要求を満たす決済業務施設あり ➢ 健全な組織、内部統制制度及びリスク管理措置あり ➢ 要求を満たす営業場所及び安全保障措置あり ➢ 申請者及び上級管理者が直近3年以内に決済業務による違法・犯罪活動、又は違法・犯罪活動のための決済業務の扱い等によって処罰を受けたことなし 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 登録資本金が『条例』の規定に合致 ➢ 就任予定の董事、監事、上級管理職が関連法律・法規を熟知し、職責履行に必要な経営管理能力を有し、直近3年以内に重大な違法・規定違反の記録はなし ➢ 規定に合致する営業場所、安全保障措置及び業務システム、施設と技術あり ➢ 健全なコーポレートガバナンス、内部統制とリスク管理制度、撤退予備案、利用者權益保障メカニズムあり 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 決済業務熟知の上級管理職の人数などに関する要件を削除 ➢ 業務システム、撤退予備案などに関する要件を新規追加
主要出資者の資格要件	<p>主要出資者とは第三者決済機関を実際に支配している出資者及び10%以上の出資権を保有している出資者を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 有限責任会社又は株式有限会社 ➢ 申請日までに金融機関あるいはeコマースのために情報処理サポートサービスを2年以上連続で提供 ➢ 申請日までに2年以上連続で黒字計上 ➢ 最近3年以内には決済業務による違法・犯罪活動、又は違法・犯罪活動のための決済業務の扱い等によって処罰を受けたことなし 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要株主、実質的支配者の財務状況及び信用記録が良好で、直近3年以内に重大な違法・規定違反の記録はなし ➢ 主要株主、実質的支配者が会社である場合、はっきりした出資構造、権利帰属紛争なし 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要株主、実質的支配者の定義、具体的な資格要件を削除 ➢ 出資構造などに関する要件を追加
外資決済機関参入	<p>外資系決済機関の業務範囲、国外の出資者の資格条件及び出資比率等は人民銀行が別途定め、國務院に報告し承認を求めること</p>	<p>別途規定があることを除き、国外の非銀行機関が国内の利用者向け越境決済業務を提供する場合、国内で第三者決済機関を設立すべき</p>	<p>人民銀行公告[2018]第7号で初めて外資系決済機関の参入条件などを明確化。 『条例』は商業存在、業務システム、情報扱いなどの面で同公告を踏襲</p>

（『条例』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表1】 第三者決済機関の設立・変更・撤退などに関する主な内容（続き）

項目	旧法	『条例』	変更点
変更申請	<p>下記事項のいずれを変更する場合、会社登記機関に変更登記を申請する前に人民銀行の許可を取得</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称、登録資本金又は企業形態の変更 主要出資者の変更 合併又は分割 業務種類の調整又は業務地域の変更 	<p>下記事項を取り扱う際、人民銀行の許可を取得</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称、登録資本金、業務種類又は業務地域の変更 省、自治区、直轄市を跨いだ住所の変更 主要株主又は実質的支配者の変更 董事、監事、上級管理職の変更 合併又は分割 	<ul style="list-style-type: none"> 人民銀行許可必須の変更事項に「省、自治区、直轄市を跨いだ住所の変更」「董事、監事又は上級管理職の変更」を追加 企業形態の変更につき人民銀行の許可が不要に
撤退	<p>決済業務の終了を申請する場合、所在地の人民銀行分支機構に下記の文書・資料を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社法定代表者が署名した書面申請には、企業名、決済業務の展開状況、終了予定の決済業務及び終了原因等を明記 営業許可証(副本)の写し 決済業務許可証の写し 顧客の合法的権益保障方案 決済業務の情報処理方案 <p>終了が許可された場合、人民銀行の承認回答に従い、業務終了後、決済業務許可証を返却</p>	<ul style="list-style-type: none"> 決済業務を終了しようとする場合、人民銀行に決済業務許可の取消を申請 決済業務許可が取消・撤回される場合、利用者資金及び情報セキュリティを適切に保障する方案を策定、かつ利用者に公告 解散の場合、人民銀行監督の下で清算を行うこと 決済業務許可取消後、市場監督管理部門で変更もしくは抹消登記手続を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 撤退手順（決済業務許可取消後、市場監督管理部門で抹消登記手続）を明確化、 人民銀行監督の下で清算することを明記
当局の審査期間	—	<ul style="list-style-type: none"> 設立申請の場合、人民銀行による申請受理日から6ヵ月以内に 企業名、登録資本金変更申請の場合、人民銀行による申請受理日から1ヵ月以内に、その他の事項の変更申請の場合、3ヵ月内に 	<p>当局の審査期間を明確化、設立申請の場合、これまでの実務上の平均18ヵ月より大幅短縮</p>
決済業務許可証	<ul style="list-style-type: none"> 決済業務許可証の有効期限は発給日より5年 有効期限満了後、引き続き決済業務に従事する場合、期限満了前6ヵ月以内に所在地の人民銀行分支機構に更新申請を提出 更新後の許可証有効期限は5年 	—	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限（5年）及び更新申請手続きを削除 既存の決済業務許可証につき、期限満了後更新が必要か否か不明
	—	<p>設立後、正当な理由なく2年以上連続で決済業務を展開していない場合、人民銀行は決済業務許可を取消</p>	<p>決済業務許可取消の情状を追加</p>

（『条例』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

業務分類を見直し

『条例』第15条では、図表2の通り、決済業務の分類を従来の3種から2種に見直した上、旧法の『実施細則』³を踏襲、単一用途のプリペイドカード⁴、即ち、スーパーや飲食店など発行のプリペイドカード関連業務は『条例』を適用しないことを強調しました。また、チャージ口座運営と決済取引処理の具体的な分類方式と監督・管理規則は人民銀行が別途策定するとします。

【図表2】決済業務分類の見直し

項目	旧法	『条例』
分類基準	取引チャンネル・受理端末 ⁵	前払金を受け入れるか否か
種類	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ネットワーク決済 ➢ 銀行カードのアクワイアリング ➢ プリペイドカード業務 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ チャージ口座運営 ➢ 決済取引処理

決済ルールを明確化

『条例』では単独の章として「決済業務ルール」を設け、旧法の第三章「監督と管理」における関連内容を踏襲した上で、支払準備金用途や決済業務許可証などに対する管理の強化、利用者権益保護を目的とした決済サービス協議書への関連内容の追加、決済口座関連規定の新規追加などを行いました。一方で、内部管理制度や決済業務に係る料金徴収項目と徴収基準などの人民銀行への届出を不要にしたなど、業務手続の簡素化も行いました。

【図表3】主な決済業務ルール

項目	旧法	『条例』	変更点
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 決済業務許可証で認可された業務範囲に基づき経営活動を展開すべき、認可範囲以外の業務への従事を禁止 ➢ 業務の外部委託を禁止 	決済業務許可証に記載された業務種類及び業務地域に基づき決済業務を展開すべき、許可を受けず、許可が必要とされるその他の業務への従事を禁止	業務展開の際、許可証に記載された業務範囲のほかに、業務地域も要順守
	—	清算業務への従事、形を変えて清算業務への従事を禁止	清算業務への従事禁止を新規追加
決済業務許可証	決済業務許可証の譲渡、貸与、貸出を禁止	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 決済業務許可証の改ざん、転売、貸与、賃貸を禁止 ➢ その他の形式での行政許可の不法譲渡を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 禁止事項に改ざん、転売を新規追加 ➢ 行政許可の不法譲渡禁止を新規追加

(『条例』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

³ 『非金融機関決済サービス管理弁法実施細則』（人民銀行公告[2010]第2号）に基づき、社会保障金支給用のプリペイドカード、公共交通機関用のプリペイドカード、通信料金納付用のプリペイドカード、カード発行機関が加盟店と同一法人であるプリペイドカード業務は旧法を適用しない

⁴ 『単一用途商業プリペイドカード管理弁法』に基づき、単一用途のプリペイドカードとは、小売業、宿泊・飲食業、住民サービス業の企業法人が発行した、当該企業または所属するグループあるいは同一ブランドのフランチャイズ経営体系内のみで商品またはサービスの提供を受ける前払の証憑を指す

⁵ 2023年12月17日、司法部、人民銀行関係者は記者会見で『非金融機関決済サービス管理弁法』では取引チャンネル・受理端末に基づき、決済業務をネットワーク決済、銀行カードのアクワイアリング、プリペイドカード業務に分けた」と解釈

【図表3】主な決済業務ルール（続き）

項目	旧法	『条例』	変更点
当局への届出	決済業務弁法及び利用者権益保障措置を制定し、リスク管理及び内部制御制度を構築・健全化し、所在地の人民銀行分支機構に報告・届出	コンプライアンス管理制度、内部統制制度、業務管理制度、リスク管理制度、突発事件緊急対策及び利用者権益保障メカニズムを構築・健全化、かつ着実に実施	内部制御制度、リスク管理制度などの内部管理システム、決済業務の料金徴収項目と徴収基準の人民銀行への届出を不要に
	決済業務の料金徴収項目及び徴収基準を確定し、所在地の人民銀行分支機構に報告・届出	価格関連法律、行政法規に基づき、決済業務の料金徴収項目及び徴収基準を合理的に確定、公示	
決済サービス協議書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 決済サービス協議書において利用者との権利と義務、紛争処理原則、違約責任等の事項を明記 ▶ 決済サービス協議書式に記載されている第三者決済機関の責任免除・責任限定内容につき、利用者に注意を喚起、かつ説明（旧法の『実施細則』） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 決済サービス協議書において利用者との権利と義務、決済業務フロー、電子決済指図伝送ルート、資金決済、紛争処理原則及び違約責任等の事項を明記 ▶ 競争排除・制限及び第三者決済機関責任の不合理な免除・軽減、利用者責任の加重及びその主要権利の制限・排除等の記載を禁止 ▶ 決済サービスの利用に同意するか否かに十分影響する条項につき、合理的な方式で利用者に注意を喚起、かつ利用者の要求に応じ当該条項を説明 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 記載必須内容の詳細化 ▶ 記載禁止内容を新規追加 ▶ 利用者の注意喚起内容は、第三者決済機関の責任免除・責任限定内容から、決済サービスの利用に同意するか否かに十分影響する条項まで拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 決済サービス協議書の書式・条項内容を公示、所在地の人民銀行分支機構に報告・届出 ▶ 営業場所の目立つ位置で決済サービス協議書の書式・条項内容を公示。公式ウェブサイトがある場合、HPの目立つ位置で公示（旧法の『実施細則』） 	協議書を営業場所、公式ウェブサイト、携帯電話アプリ等の目立つ位置で公示	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 決済サービス協議書の人民銀行への届出を不要に ▶ 公示場所につき、旧法の『実施細則』の関連内容を踏襲、携帯電話APPを新規追加
決済口座	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 決済口座は利用者の実名で開設 ▶ 決済口座の開設・使用・変更・閉鎖等の業務管理及びリスク管理制度を構築・健全化 ▶ 匿名又は仮名での決済口座開設を防止、有効な措置による決済口座の安全を保障、決済口座が違法・犯罪活動に利用されることを防止 ▶ 決済口座の売買、貸与、賃貸を禁止 	決済口座関連規定を新規追加

（『条例』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表3】主な決済業務ルール（続き）

項目	旧法	『条例』	変更点
支払準備金	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 如何なる形でも流用を禁止 ➢ 人民銀行に別途規定がある場合を除き、支払準備金を商業銀行で開設した専用預金口座に保管 ➢ 第三者決済機関の払込資本金と顧客の支払準備金の日次平均残高との比率は10%以上 ➢ 第三者決済機関は商業銀行の法人或いは授権された拠点と支払準備金保管協議を締結、所在地の人民銀行分支機構にその保管協議と支払準備金専用口座の情報・資料を報告・送付 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 如何なる形でも流用・占用・借用、担保に用いることを禁止 ➢ 支払準備金を人民銀行あるいは要求に合致する商業銀行に保管 ➢ 第三者決済機関の純資産と支払準備金の日次平均残高との比率が人民銀行の規定に合致 ➢ 別途規定がある場合を除き、いずれの法人及び個人が、第三者決済機関の支払準備金を預け入れる口座の凍結或いは強制執行を申請してはならないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支払準備金の借用、担保に用いることを禁止 ➢ 支払準備金の保管につき、人民銀行令[2021]第1号⁶を踏襲 ➢ 日次平均残高に関する文言を調整 ➢ 支払準備金を預け入れる口座の凍結或いは強制執行関連規定を新規追加 ➢ 銀行との支払準備金保管協議の当局報告を触れていないこと
支払指図	—	支払指図の偽造・変造を厳禁	新規追加

（『条例』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

情報セキュリティを強化

『条例』では、利用者権益を保護するために、情報セキュリティの強化に取り組み、近年公布された『個人情報保護法』⁷『サイバーセキュリティ法』『データ安全法』⁸などの方針に基づき、秘密保持及び情報共有等の面で、データの収集・利用・取扱方法を図表4の通り新規追加しました。

【図表4】データ収集・利用・取扱方法などに関する主な内容

項目	主な内容
業務システム	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 必要とされる独立した業務システム・施設・技術を保有 ➢ 業務システムとそのバックアップを国内で保管
外部委託	資金・情報セキュリティに関わるコア業務及び技術サービスを第三者への委託を禁止
国内取引	国内取引向け決済サービスを提供する場合、取引処理、資金決済及びデータ保存を国内で実施
越境決済	越境取引向け決済サービスを提供する場合、越境決済、越境人民元業務、外貨管理及びデータの越境移転の関連規定を遵守
決済取引処理	清算機関、銀行業金融機構、その他の第三者決済機関が認可する安全な認証方式で口座にアクセスし、規定に違反して銀行口座、決済口座の機微情報を留保してはならないこと

（『条例』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁶ 『非銀行決済機関の顧客支払準備金の預かり管理弁法』（人民銀行令[2021]第1号）

⁷ その詳細については、『みずほ中国ビジネス・エクスプレス』第567号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます
⇒<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0619-XF-0105.pdf>

⁸ その詳細については、『みずほ中国ビジネス・エクスプレス』第555号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます
⇒<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0607-XF-0105.pdf>

【図表 4】 データ収集・利用・取扱方法などに関する主な内容（続き）

項目	主な内容
情報取扱	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者情報を取扱う際、適法、正当、必要性及び信義誠実の原則に従い、利用者情報扱い規則を公開、情報扱いの目的、方式及び範囲を明示、かつ利用者の同意を取得
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 決済サービスに関らない利用者情報の収集を禁止 ➤ サービスの提供に必要な情報を除き、利用者が情報取扱に同意しない又は同意を撤回したこと等を理由にサービス提供の拒否を禁止
秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者情報を厳格に秘密保持 ➤ 有効な措置を講じ不正アクセス及び情報の漏えい、改ざん、紛失を防止 ➤ 利用者情報の不法な売買、提供又は公開を禁止
情報共有	<p>関連会社と利用者情報を共有する場合、利用者に関連会社の名称と連絡方法を告知し、かつ共有の内容及び目的、期限、方式、保護措置等について利用者の個別同意を取得</p>
重要情報インフラ施設と認定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関連ネットワーク施設、情報システム等が法に基づき重要情報インフラ施設と認定された場合、又は取扱う個人情報がある国のネットワーク情報部門の定める数量に達している場合、国内で収集・生成した個人情報の取扱いは国内で実施 ➤ 確かに国外に提供する必要がある場合、法律、行政法規と国の関連規定に合致し、かつ利用者の個別同意を取得 ➤ 国内で収集・生成した重要データの越境移転の安全管理は、法律、行政法規及び国の関連規定に基づき実施

（『条例』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

主要株主などの持分管理を厳格化

『条例』第 36 条、第 41 条では、第三者決済機関の支配株主、実質的支配者に対し、特殊方式による株式保有、関連取引、質権設定などの面で以下の通り管理を強化しました。ただし、支配株主及び実質的支配者の定義を明確にしていません。

- SPV 又は他人に委託して株式を保有させる等の方式で当局の監督・管理を逃れることを禁止
- 関連取引の違法な展開等を通じ第三者決済機関又はその利用者の合法的権益に損害を与えることを禁止
- 同一株主に対し、同一業務種類の第三者決済機関の 10%以上の持分もしくは議決権を 2 社以上直接もしくは間接的に保有することを禁止
- 別途規定がある場合を除き、同一の実質的支配者に対し、同一業務種類の第三者決済機関を 2 社以上支配することを禁止
- 主要株主が持株に質権を設定しようとする場合、人民銀行への事前報告が必要。質権に設定しようとする株式が当該株主の持株数に占める割合の上限を 50%とすること

上記のほかに、パブリックコメントにおける主要株主及び実質的支配者に対する具体的な資格要件や持株譲渡禁止年数（3 年）などの内容も削除されました。一部内容は実施細則に盛り込まれる可能性があるという見方もあるので、今後の実施細則などを引き続き注意深く見守る必要があります。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。